

# 工 事 概 要 說 明 書

令和2年11月

那霸港管理組合 企画建設部 計画建設課

1. **工事名称** ガントリークレーン2号機塗装工事（R2）
2. **工事場所** 那覇港新港ふ頭地区
3. **工 期** 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
4. **入札条件** 一般競争入札公告のとおり
5. **工事概要** 特記仕様書および図面記載のとおり
6. **工事範囲** 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切  
別紙「数量書内訳書」のとおり
7. **関連工事** 本工事と関連する別契約の工事は特にない予定だが、今後発注された場合は、  
関連工事の関係者と密接に連絡調整を行い、円滑な施工が図れるよう努めるもの  
とする。

8. **質問回答** 一般競争入札公告のとおり

9. **提出書類等**

- (1) 別紙1に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙2による。
- (3) 工事において必要な書類は発注者より提供する様式にて遅滞なく担当者まで提出すること。

10. **現場代理人及び主任技術者等**（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙1の現場代理人等通知書により行う。

~~なお、共同企業体の場合は、代表者は監理技術者を、また構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。~~

11. **官公署への手続き**

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

## 12. 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）

- (1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。

品 名	数 量	品 質	規 格 ・ 性 能

- (2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

## 13. 工事用水・工事用電力等・現場事務所

当該工事及び検査に必要な電気、電話、水道、排水施設等及び現場事務所に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

また現場事務所は発注者と調整が必要である。

## 14. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙3による。  
(2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。  
(3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙4による。

## 15. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録する。

以上は、搬入経路についても同様とする。

## 16. 埋設物等

~~工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。~~

## 17. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

## 18. 工程管理等

- (1) 工程会議は工事の進捗に併せて、必要に応じて開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うこと。
- (3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、本工事の請負業者が中心となって運営する。

## 19. 資材等の運搬

土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

## 20. 瑕疵検査

請負業者は、工事完成後1年及び2年以内に、那覇港管理組合の指示により瑕疵検査を受けなければならない。なお、この検査で発見された瑕疵は、速かに修復しなければならない。

## 21. その他

- ・工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- ・本工事は、数量公開の対象工事であり、設計金額のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積りを行うために必要な図面及び仕様書の提供方法と同一の手法による。

## 別紙 1

### 契約後速やかに提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	着手届	A 4	1	
2	現場代理人等通知書	A 4	1	資格者証の写、経歴書、実務経験証明書
3	工程表	A 4	1	
4	建設業退職金共済組合掛金収納書	—	1	
5	建設労災補償共済制度加入証明書	—	1	
6	労働保険関係成立届出証明書	—	1	
7	建設工事保険等	—	1	
8	工事カルテ受領書（写）	A 4	1	
9	再生資源利用計画書	A 4	1	
10	再生資源利用促進計画書	A 4	1	

### 随時提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	契約書第 7 条
2	施工計画書	A 4	1	各工事着手前
3	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
4	施工図	A 1	1	総合図承認後
5	試験成績書	A 4	1	各種材料
6	材料検査調書、材料搬入報告書	A 4	1	材料搬入ごとに

### 毎月 5 日に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	定期報告書	A 4	1	現場技術業務受託者の審査後
	(1) 工事進捗状況報告書	A 4	1	
	(2) 実施工程表	A 4	1	契約工程表の写しに累計出来高を表示
	(3) 県産品使用状況報告書	A 4	1	各月ごと
	(4) 工事打合せ書	A 4	1	各月ごと
	(5) 工事日報	A 4	1	各月ごと

## 別紙 1 - 2

### 既済検査時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	既済部分検査願	A 4	1	契約書に掲げる回数以内
2	出来高内訳明細書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後

### 完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	完成通知書	A 4	1	
2	県産品使用状況報告書	A 4	1	累計
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	引渡書	A 4	1	
5	再生資源利用実施書	A 4	1	
6	再生資源利用促進実施書	A 4	1	

## 別紙 2

### 完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	工事日報	A 4	1	
2	施工計画書	A 4	1	
3	使用資材承諾書、証明書	A 4	1	
4	工事写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
5	完成図	A 3	2	A 4 版観音製本
6	完成図 C D - R O M	—	2	
7	工事カルテ受領書 (写)	A 4	1	
8	鍵等引渡書、取扱説明書	—	2	目録、キープラン含む
9	保全に関する資料	A 4	2	
10	保証書	A 4	1	クリアホルダーに収納
11	工事完成書類引渡書	A 4	1	目録含む
12	下請通知書	A 4	1	

備考：鍵は 3 本 1 組とし、鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに提出する。

### 別紙3

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

工事名称	:	○○○○○○○○工事(○○)
工期	:	令和 年 月 日～令和 年 月 日
発注者	:	那覇港管理組合 管理者
監督員	:	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課 維持班
設計・監理	:	
施工者	:	

(仕様) 大きさ : 縦900×横1800 (mm) 程度

背景色 : ホワイト

文字 : 丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額縁 : 四方アルミ、グレー色



行政活動のコスト等表示看板

○○○○○事業 ○○工事 (△工区)	
事業の目的など :	←事業の目的、事業概要を 記入
本工事の内容 : 全体計画・・・・・・・・のうち、 ○○のための工事である。	←何のための工事かを 分かり易い表現で。
工事概要 主な工事内容 : ××のための○○工事 ××□□m <sup>3</sup> の設置工事 工事に係る総費用は、◎◎◎です。  イラスト	←一般市民が理解できるよ うな表現にすること。横 断図等のイラストなどを 十分活用すること。
工事担当 那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課 維持班 (電話) 098-862-2328	

(仕様) 大きさ : 縦1400×横1100(mm) 程度

## 【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- イ. 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ロ. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ハ. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ニ. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ホ. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ヘ. 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ト. イからへのことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。